

公立大学法人奈良県立大学ハラスメントの防止等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則第34条、公立大学法人奈良県立大学再雇用職員就業規則第29条、公立大学法人奈良県立大学無期労働契約による職員等就業規則第25条、公立大学法人奈良県立大学有期労働契約による職員等就業規則第24条及び公立大学法人奈良県立大学特任教員及び特任事務職員就業規則第27条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下、「法人」という。）の役員、教員及び一般職員（以下、「役職員」という。）、奈良県立大学（以下「本学」という。）の学生等(科目等履修生、特別科目等履修学生及び外国人留学生並びに附属高等学校（以下「高校」）という。）の生徒を含む。）又は関係者に係わるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関するものを定めるものとする。

2 附属高等学校の生徒に関する事項は、別途、附属高等学校長が定める。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、次の各号に定める言動をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

役職員が他の役職員、学生又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が役職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が役職員又は学生等を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

役職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の役職員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

役職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の役職員に対して行う就労上の不適切な言動

(4) その他のハラスメント

前3号に掲げる言動以外の言動で、個人の権利、人格、尊厳を不当に侵害し、不利益や不快感を与える社会的に許されない言動

(副理事長の責務)

第3条 副理事長は、理事長の命を受けてハラスメントの防止を統括する。

2 副理事長は、ハラスメントの防止及び排除のための措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

3 副理事長は、重要な案件について必要に応じて理事長に報告する。

4 理事長がハラスメント行為に関与していた場合は、前項の報告は知事に対して行う。

(監督者等の責務)

第4条 教員及び職員（以下、「職員という。」）を監督する地位にある職員及び学生等を指導する立場にある職員（以下「監督者」という。）は、当該監督を受ける職員又は指導を受ける学生等に対し、ハラスメントの防止及び排除のための措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員、学生等の責務)

第5条 役職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 役職員及び学生等は、この規程及びこの規程に基づく監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、並びに第12条に規定する調査委員会の調査等に協力しなければならない。

第2章 相談体制等

(相談員)

第6条 本学及び附属高等学校（以下「高校」という。）に、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に関する相談等に対応するため相談員を置く。

(構成)

第7条 相談員は、次に定めるところにより人権・ハラスメント委員会が選考し、副理事長が任命する。

(1) 大学にかかる相談

ア 大学教員 2名（男性1名、女性1名とする。）

イ 大学一般職員 2名（男性1名、女性1名とする。）

(2) 高校にかかる相談（生徒にかかる案件を除く。）

高校教員及び高校一般職員 2名（男性1名、女性1名とする。）

2 副理事長は、前項の規定により任命された相談員の氏名、所属及び連絡先等を役職員、学生等及び関係者に周知するものとする。

3 相談員は、第13条に規定する調査委員会の委員、第20条に規定する調停委員会の委員及び人権・ハラスメント委員会の委員を兼務してはならない。

(業務)

第8条 相談員は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に関する相談

(2) ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に関する事実調査による救済措置の申し立て又は調停の手続きに関する相談

2 相談員は、相談の内容及び当事者の意向等について人権・ハラスメント委員会に報告しなければならない。ただし、事態が重大で調査等が必要であると認めるときは、直ちに人権・ハラスメント委員会にその旨を報告しなければならない。

(相談等)

第9条 役職員、学生等又は関係者は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題について、相談員に相談を受けることができる。

2 相談員は、面談のほか手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれの方法による相談も受け付けるものとする。

(遵守事項)

第10条 相談員は、業務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相談者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。

(2) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意すること。

第3章 ハラスメント又はハラスメントに起因する問題の解決の手続き等

(事実調査による救済措置の申立て)

第11条 役職員、学生等又は関係者は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題について、書面により、人権・ハラスメント委員会に事実調査による救済措置を申し立てることができる。

(調査委員会の設置)

第12条 人権・ハラスメント委員会は、前条の申し立て又は第8条第2項の報告等があり、調査を行うことが相当であると判断した場合、副理事長に報告のうえ、事案ごとに調査委員会を設置する。

(調査委員会の構成)

第13条 調査委員会の委員は次に定めるところにより、人権・ハラスメント委員会が選考し、副理事長が任命する。

(1) 大学にかかる案件

ア 大学教員 3名(少なくとも男性1名、女性1名とする。)

イ 大学一般職員 2名(男性1名、女性1名とする。)

(2) 高校にかかる案件

高校教員及び高校一般職員 4名(男性2名、女性2名とする。)

2 前項のほか、副理事長は、必要に応じて学外の専門家を委員に任命することができる。

3 委員は、第7条に規定する相談員及び人権・ハラスメント委員会の委員を兼務してはならない。

(事実調査)

第14条 調査委員会は、事案の事実関係を明らかにするために、次の各号に掲げる

事項を行う。

- (1) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
 - (2) 当事者及び関係者に対して関連する資料の提出を求め、これを受領すること。
 - (3) 相談員等に意見照会をすること。
 - (4) その他当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項
- 2 調査委員会による調査は、次のいずれかに該当する場合に終了する。
- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
 - (2) 申立者が、調査の途中で調査の打ち切りを申し出たとき。
 - (3) 相当期間が経過しても完了の見込みがないとき。
- 3 調査委員会は、調査の内容を人権・ハラスメント委員会に、文書で報告しなければならない。その際、調査結果に基づき、被害の救済並びに環境改善のために取るべき措置について検討し、人権・ハラスメント委員会に提言することができる。
- 4 調査委員会は、当事者双方の話し合いによる解決（以下「調停」という。）が必要であると思料するときは、人権・ハラスメント委員会に報告するものとする。

（救済措置等の報告）

第15条 人権・ハラスメント委員会は、調査委員会による調査の内容について審議し、それに基づく救済措置及び再発防止措置の要否並びにその内容等を副理事長に報告しなければならない。

2 人権・ハラスメント委員会は、調査の結果を、申立人及び相手方に報告しなければならない。

（救済措置等の執行）

第16条 副理事長は、前条第1項の報告を受けた場合は、相手方に対し必要な措置を講ずるものとする。

（再調査）

第17条 第15条第2項の規定による調査の結果の報告を受けた申立人又は相手方は、次の各号の要件のいずれかを満たす場合には、当該報告を受けた日から原則として2週間以内に、一回に限り、人権・ハラスメント委員会に再調査を請求することができる。

- (1) 事実調査に手続上の重大な瑕疵が認められる場合
- (2) 事実調査に際して提出できなかった新たな証拠が発見され、当該証拠が事実認定に影響を及ぼすことが明らかである場合
- (3) 事実認定に影響を及ぼすことが明らかな証拠が、偽造・変造等により虚偽であったことが証明された場合

2 前項の再調査の請求があった場合は、人権・ハラスメント委員会において再調査の要否を決定する。

3 人権・ハラスメント委員会は、再調査を行うことを決定した場合、調査委員会を設置し、再調査を行う。なお、この場合における調査委員会の構成については、第13条の規定を準用する。ただし、委員の半数以上は、原則として、同一事案の調査に

関わった者以外の者でなければならない。

4 再調査に係る事実調査、救済措置等の報告及び執行については、第14条から第16条の規定を準用する。

(調停の申立て)

第18条 役職員、学生等又は関係者は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題について、書面により、人権・ハラスメント委員会に調停を申し立てることができる。

(調停委員会の設置)

第19条 人権・ハラスメント委員会は、前条の申し立てがあり、調停を行うことが相当であると判断した場合、または第14条第4項の規定による調査委員会から調停が必要であると報告があったときは、副理事長に報告のうえ、事案ごとに調停委員会を設置する。

2 前項の調査委員会の調停が必要であると報告があった案件で、当事者が調停を求めない場合は、調停委員会は設置しない。

(調停委員会の構成)

第20条 調停委員会の委員は、次に定めるところにより、人権・ハラスメント委員会が選考し、副理事長が任命する。

(1) 人権・ハラスメント委員会 委員の中から1名

(2) 人権・ハラスメント委員及び相談員以外の教職員から2名(男性1名、女性1名とする。)

(3) 委員長は、第1号の委員になるものとする。

(調停等)

第21条 調停委員会は、必要に応じて、当事者及びその他関係者から事情を聴取したうえで、当事者間での和解を目指して調停にあたる。

2 調停は、次のいずれかに該当する場合に終了するものとする。

(1) 当事者間で書面による合意が成立したとき。

(2) 当事者双方又は一方が、調停の途中で調停の打ち切りを申し出たとき。

(3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

3 調停委員会は、調停の結果(調停が成立しない場合を含む。)を、人権・ハラスメント委員会に報告しなければならない。

4 人権・ハラスメント委員会は、前項の報告内容について遅滞なく副理事長に報告のうえ、申立人に通知しなければならない。

5 申立人は、調停が成立しない場合は、人権・ハラスメント委員会に第11条に定める事実調査による救済措置を申し立てることができる。

(副理事長によるハラスメント行為への関与)

第22条 副理事長がハラスメントに関与している場合においては、第12条、第13条、第15条、第16条、第19条、第20条及び第21条中「副理事長」とあるのは、「事務局長である理事」とする。

第4章 守秘義務

(委員等の義務)

第23条 相談員、調停委員会の委員及び調査委員会の委員は、任期中及び退任後において、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 相談員、調停委員会の委員及び調査委員会の委員は、当事者及びその他関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害するようなことのないよう、慎重に行動しなければならない。

(雑則)

第24条 この規定に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成28年6月20日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年11月22日から施行する。